

## 〈論文〉

# チリ民主化とエイルウィン政権 の人権政策

## —— その成果と限界

浦部浩之（日本学術振興会特別研究員・筑波大学大学院）

### はじめに

16年半におよぶピノチェト軍事政権のあとに成立したエイルウィン政権（1990年3月～94年3月）が民主化政策で一定の成果を収めたことは、次の点に示されているといえよう。すなわち、後継大統領を選ぶ93年12月の選挙では与党連合「コンセルタシオン」擁立のフレイ候補が勝利したが（得票率58.01%）、チリで現職大統領の継承候補が国民に選ばれるのは48年ぶりのことだった。また、70年代末以降に民政移管したラテンアメリカ諸国で、初代文民政権がそのまま与党に政権を引き継ぐのも初めてのことであったのである。

軍政から民政への移行の成否を決める鍵の1つは、新生文民政権と軍部との関係にある。ラテンアメリカ南部諸国（アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ）の場合、その焦点は「人権問題」にあった。周知のとおり、これらの国で成立した官僚主義的権威主義軍事政権の目的は、政治的要求を活性化させた大衆の排除にある。この過程で凄惨な人権侵害事件が引き起こされ、その遺産を解消することは、民主主義を標榜する新生文民政権にとって重要な政治課題だった。しかしこの課題への対応には慎重さが要求される。すなわち、軍部の責任を強硬に断罪すれば、文民・軍部関係を不安定化させて民主化過程を危険にさらす。とはいえ、軍部に対する

遠慮から無策にすぎれば、民主政権としての存在意義が問われ、大衆の支持を失いかねない。

チリでは、大統領職を退いたピノチェト将軍がいぜんとして陸軍司令官に留まり、軍部の特権擁護のための大きな影響力を保持している。エイルウィン政権はこうした環境で、人権問題の責任追及と文民・軍部関係の安定化という二律背反的目標にいかに取り組んだのだろうか。そして国民からの支持を獲得しつつ、いかに民主化過程を成功に導いたのだろうか。

民政移管後のチリ政府が直面した人権分野の課題は、「過去の人権問題の解決」と「将来にわたる人権の保障」に大別される。前者は軍政期に発生した人権問題を解決することであり、これを被害の性質で分類すれば、①軍部の弾圧による死亡者・行方不明者、②政治囚、③国外追放者の諸問題がある。また、政策目標で分類すれば、①人権侵害事件の真相解明、②責任者の処罰、③被害者の救済・支援・補償があげられよう。一方、後者には、①軍事政権が制定した人権軽視の諸法令の改廃と、②人権侵害の温床となった諸制度の改革（軍部に対する文民統制の確立や司法改革など）による人権保障の制度化がある<sup>1)</sup>。

従来のラテンアメリカ民主化論では、政治エリートの行動、すなわち、軍政派と反軍政派との対話や合意形成の過程に焦点が当てられることが主流であり、人権問題もその1つの取引材料との位置づけから注目されてきた。しかし、新生文民政権が具体的にいかなる人権政策を遂行したかを検証した研究は必ずしも多くなく、また、そうした例外的研究においても、分析対象が軍政期に発生した人権侵害事件の責任追及問題とそれにとまなう文民・軍部関係の展開に限られがちだった<sup>2)</sup>。人権問題が民主化の重要争点であるならば、それに関する諸政策を網羅的に視野に入れ、その成果と限界を綿密かつ総合的に理解することは不可欠だろう。本稿はこうした観点から、人権政策全体を分析の中心に据えて民政移管後チリの民主化過程の特質を浮き彫りにしようとするものである。

多岐にわたる人権問題を簡潔にとらえるために、以下、I からIIIの各節

で人権侵害死亡者・行方不明者問題、政治囚問題、国外追放者問題の順にエイルウィン政権の政策と成果を検討する。また、進捗していない責任者処罰については、第IV節で取り上げる。そして最後に、人権政策に反映されたチリの民主化過程の特質について論じたい。

## I 人権侵害事件の真相解明—真実和解委員会の活動

### 1. エイルウィン政権の方針と真実和解委員会の設置

ピノチェト軍事政権が反体制派を暴力的に弾圧し、死亡者や行方不明者を大量に発生させたことは公然の事実であり、また、内外からの非難的だった。しかしながら、これらの事件の真相は軍政期には闇に葬られていた。したがって、その解決はエイルウィン政権にとって緊急かつ最重要の課題だった。

エイルウィン大統領は「真実と和解の国家委員会（Comisión Nacional de Verdad y Reconciliación）」（以下、真実和解委員会）を設置して、この課題に取り組んだ（1990年4月25日施行大統領令第355号<sup>3)</sup>）。委員会の任務は、軍政期に発生した人権侵害事件に関する情報を収集し、個々の事件の経緯詳細を立証するとともに犠牲者の氏名と行方を特定すること、および、これらの調査結果をもとに、犠牲者への補償策や人権侵害の再発防止策を提言することであり、9か月以内に大統領へ報告書を提出することとされた。

エイルウィン政権の基本方針は、次の3点に集約される。第1は、以下のような問題解決の手順である。すなわち、大統領令にも示されているとおり、エイルウィン政権は人権侵害事件の真相を把握することを排他的優先課題とし、事件の責任者の法的処罰、犠牲者への補償、そして国民和解は、真相解明のあとに着手されるべき課題と位置づけた。これは順序として自然な流れであるが、同時に、真実和解委員会が真相を調査中であるという事実によって、その他の諸課題への政府による取り組みを先送りすることを正当化する効果をもった。つまり、民政移管直後の不安定期に政府

表1 エイルウィン政権期の人権問題をめぐる主な動向

(1990年)

- 3月11日 エイルウィン政権発足  
エイルウィン大統領、臨時国会を召集。クンプリード諸法案を上程  
エイルウィン大統領、23名の政治囚に個別恩赦を供与
- 4月25日 真実和解委員会設置 (大統領令第355号)
- 5月3日 エイルウィン・ピノチェト会談 (第1回)  
4日 ピノチェト司令官、エイルウィン大統領主催の午餐会を欠席  
25日 陸軍、真実和解委員会の活動を懸念する公式声明  
28日 エイルウィン・ピノチェト会談 (第2回)
- 6月3日 ピサグアで軍政期行方不明者の遺体が大量に発見される  
13日 陸軍、1973年クーデターの正当性を主張する公式声明  
カトリック教会声明「真相の受容」
- 8月4日 政府声明「誰も真実を恐れるべからず」  
20日 「法律第18,994号：国家帰国対策庁設置法」公布
- 12月19日 陸軍待機令事件

(1991年)

- 1月14日 真実和解委員会報告書取り扱いに関する議会内全与野党党首の協力合意  
24日 「法律第19,027号：テロ取締法改正法」公布
- 2月8日 真実和解委員会、大統領に報告書を提出  
与野党共同文書「平和のための提言」  
14日 「法律第19,047号：クンプリード法」公布  
21日 エイルウィン大統領、真実和解委員会報告書に関する各界要人との協議を開始  
23日 「法律第19,029号：死刑廃止法」公布
- 3月4日 エイルウィン大統領、真実和解委員会報告書を公表  
7日 下院、真実和解委員会に謝意を示す決議を全会一致で採択  
12日 政府、クンプリード法に基づきレテリエル事件審理の再開を最高裁に請求  
27日 国家安全保障審議会開催。各軍が真実和解委員会報告書への見解を提出

- 28日 政府、真実和解委員会をめぐる論争の終結を宣言
- 4月1日 「法律第19,055号：憲法第9条等改正法」公布、テロ囚の恩赦可能に
- 7月15日 最高裁、レテリエル事件担当の特命判事を任命（審理再開へ）
- 8月28日 「法律第19,074号：国外追放者の国外取得資格・学位認定法」公布
- 10月 政治囚83名にまで減少
- 12月11日 「法律第19,102号：臨時判事任命法」公布
- 14日 バルデス上院議長、終止符大赦法の構想を提唱  
クンプリード法により、1991年中に2,236件の審理が軍事裁判所から通常裁判所へ移管
- (1992年)
- 1月4日 「法律第19,114号：クンプリード法補完法」公布
- 2月7日 「法律第19,128号：国外追放者帰国時免税法」公布
- 2月8日 「法律第19,123号：人権侵害犠牲者補償法」公布
- 4月7日 社会党議員、1978年大赦布告廃止法案を上程（後に廃案に）
- 7月 政治囚38名にまで減少
- 11月4日 「法律第19,172号：テロ悔悟法」公布
- (1993年)
- 4月19日 「法律第19,209号：補償和解公団設置期間更新法」公布
- 5月5日 政治囚釈放政策の変更（テロ囚に恩赦を供与）  
政治囚19名にまで減少
- 28日 ボイナソ（陸軍懸念表明）事件
- 8月3日 エイルウィン法案の上程方針の発表（後に法案撤回、廃案に）
- 9月30日 「法律第19,248号：帰国対策措置延長法」公布
- 10月9日 「内務省政令第1,359号：補償和解公団設置延長政令」公布
- (1994年)
- 2月 全政治囚の釈放が実現
- 3月12日 フレイ政権発足
- 3月26日 エイルウィン大統領に恩赦された最後のテロ囚が手続きを終え出国

(出所) 筆者作成

が性急な成果を国民に示したり、あるいは政府のより直接的な政策遂行が軍部や急進的反軍政派を刺激したり、激しい政治論争的になることを避けることを可能化したのである<sup>4)</sup>。

第2は、責任者処罰の方策である。エイルウィン政権は個々の人権侵害事件に対する裁判、犯罪事実の確定、責任者の特定、刑罰の適用は司法府の排他的権限であるとの立場をとった。つまり、追及されるべき責任は、個々の事件に関与した個人の法的責任に限定された。このことは、軍事政権、あるいは軍部の包括的な政治的・道義的責任を追及しないとの保証を軍部に与える意味をもつ。大統領令にも「真実和解委員会は司法府が排他的に有する裁判権を行使することはなく、また、結審していない審理に介入することはない。それゆえ、知り得た情報をもとに個々の事件の責任者を宣言することは行わない」とわざわざ明記されている。

第3は、広範な合意形成を目指した点である。エイルウィン政権は人権政策を親軍政派を含む広範な合意のうえに遂行することに努めた。そのため、軍事政権側が引き起こした事件とともに、軍人や軍事政権側の人間が犠牲となった政治暴力事件も真実和解委員会の調査対象とされた<sup>5)</sup>。また、委員会の構成員（法曹界の重鎮ラウル・レティグを委員長として計8名）に、反軍政・人権擁護活動で名高いハイメ・カスティジョ弁護士らとともに、ピノチェト政権で内務省の人権部門責任者を務めたりカルド・マルティン任命上院議員が政府の意向で起用されている。

## 2. 陸軍の異議申し立て

上述のとおり、エイルウィン政権の方針は軍部への対決姿勢を極力排したものであり、また、法的解釈の面でも、真実和解委員会が軍部全体や軍人個人を裁く権限をもつと誤解される余地はまったくなかった。しかしながら、ピノチェト司令官と陸軍は委員会に対する異議申し立てを再三行った。以下にその経緯を具体的に描写することによって、民政移管直後の人権問題論争の推移と陸軍・政府関係の性格をとらえておきたい。

最初の異議申し立ては、真実和解委員会の設置から9日後（5月3日）、

エイルウィン大統領とピノチェト司令官の民政移管後初めてとなる会談で  
行われた。この会談で、委員会活動をめぐる両者の意見が衝突し、ピノチ  
ェト司令官はその翌日に予定されていた陸・海・空・警察軍司令官を招待  
しての大統領主催の午餐会を欠席するとの行動をとった<sup>6)</sup>。さらに陸軍は「委  
員会の活動目的が不明確であり、また、陸軍とその司令官の威信を傷つけ  
る勢力に悪用されている」との非難を公式声明として発表するにいたった  
(5月25日)。

この声明は、軍部による政治への介入として政界や国民から強い反発を  
招いた。エイルウィン大統領は直ちにピノチェト司令官を招致し、同司令  
官から真実和解委員会の調査への協力を拒むものではないと言質を引き  
出して、とりあえず事態を收拾させた(第2回会談：5月28日)。しかしな  
がら、その直後、軍政期に強制収容所が置かれていたチリ北部ピサグアで、  
軍部に連行された行方不明者の遺体が大量に発見されるとの出来事が発生  
し(6月3日)、人権問題論争がいつそう過熱した。エイルウィン大統領は  
「犯罪の責任はそれを犯した個人にあり、したがって組織が裁かれるべき  
ではない」と敢えて述べたものの、軍部批判の声は収まらなかった。一方、  
陸軍は公式声明として「クーデター当時、チリは内戦状態にあり、軍部の  
介入は国民からの要請だった」などと反論した(6月13日)。

敵対的感情の昂揚を憂慮したカトリック教会は「戦争状態を理由として、  
正当化できない行為を弁明すべきではない。甚大な心の痛みを被った人び  
とは、贖宥の精神でチリを治癒してほしい」との声明「真相の受容」を発  
表し、論争の沈静化に努めた(同日)。政府も「誰も真実を恐れるべからず」  
と題する声明で、真実和解委員会が把握しつつあった人権侵害犠牲者の概  
数(行方不明者数約800、死亡者数約1,000)をあらかじめ公表するとの予  
備的措置をとり、全国民が忍耐と平静さを保つべきとの呼びかけを行った  
(8月4日)<sup>7)</sup>。しかし、左派勢力は、委員会がその権限を越えてでも人権  
侵害責任者の氏名を公表するべきことを主張し、軍部への対決感情を露に  
した。また、混乱を避けるあまりに調査結果の全貌は公表されないのでは

ないかとの懸念も一部でなされた<sup>8)</sup>。

真実和解委員会の活動期限が近づくにつれて国内で高まっていた緊迫感  
は、12月19日に頂点に達する。陸軍はこの日、突然「第1水準待機令」を  
発して、全土の軍隊を戦闘準備態勢下においたのである。このクーデター  
まがいの行動は陸軍の結束力を誇示するたいへん威圧感のあるもので、国  
内外に大きな衝撃を与えるとともに、陸軍批判勢力に対する強い牽制とし  
て作用した。

この事態は政界で強く憂慮され、超党派の有力議員有志の呼びかけを契  
機に、軍政擁護の立場をとる独立民主同盟(UDI)から左派の社会党までの  
議会内与野党の全党首が会談し、真実和解委員会の調査結果と文民・軍部  
関係に関して緊密な協議と協力を保つことで合意した(1991年1月14日)。  
さらに、委員会による大統領への報告書提出日(2月8日)を選んで、「チ  
リ社会の全勢力がそれぞれ犠牲者を有したこと、その全勢力がこれらの責  
任を免れないことを認識するべきである。真実と裁きには精神的寛大さと  
未来志向で取り組み、平和と和解を実現させなければならない」とする7  
党共同文書「平和のための提言」を発表した<sup>9)</sup>。民主体制の擁護に向けての  
一致団結した意思表示が行われたことは大きな政治的意味をもち、また、  
軍政期の学習と市民社会の成熟の一端を示している。

### 3. 真実和解委員会報告書の公表と人権論争の終結

エイルウィン大統領が真実和解委員会から報告書を受理したあとに行っ  
たのは、各界要人との個別協議である。協議相手は、与野党各党(議会外  
の共産党などを含む)の幹部、陸・海・空・警察の各軍司令官、教会(カ  
トリックおよびプロテスタント)、人権団体、人権侵害犠牲者の遺族が構成  
する団体、財界、労組、そしてフリーメンソンの代表など広範囲におよん  
だ。なお、報告書の内容をその公表前にピノチェト司令官に開示すること  
は、事前の約束に基づいていた<sup>10)</sup>。こうした政府と軍部の取引は軍部の非政  
治性の原則に合致しないとの疑問もあるが、これを敢えて行うところに、  
エイルウィン政権の合意形成を重視する人権政策の方針と民主化戦略があ

らわれているといえよう。

以上の手順をふまえてエイルウィン大統領は3月4日、真実和解委員会の作成した報告書を公表した。報告書には2,279名の犠牲者（うち957名は逮捕後行方不明者）に関する事件の経緯が具体的に記され、それ以外にも641件の問題が継続調査を要するとされた。エイルウィン大統領は全テレビ・ラジオ網を通じて演説し、「報告書に記載されたことは誰も黙殺できない事実である。国民を代表して犠牲者の家族に許しを請う」と述べるとともに、「人権侵害に関与した軍部は犠牲者の痛みを感じるよう」主張した。そして、犠牲者の尊厳回復と、犠牲者遺族への補償を今後の課題としてあげ、また、裁判所が1978年大赦布告に妨げられることなく事件の調査・審理を行うべきこと、軍部が行方不明者や処刑者の遺体の所在を明らかにするべきことなどを訴えた<sup>11)</sup>。

真実和解委員会報告書は軍政期に隠蔽されていた人権侵害の実態を公的文書のかたちで初めて白日のもとにさらし、軍部の関与にも直接言及している点で意義深く、また、それゆえに衝撃的だった。しかし、この衝撃が文民・軍部関係の不安定化につながらず、むしろ人権問題論争が沈静化したのは、民主体制擁護を重視する与野党政治勢力の成熟した協力関係と、報告書の内容そのものにあつたといえよう。つまり、与野党各党はクーデターや軍政の評価などをめぐって論争を繰り返していたにもかかわらず、報告書が公表されるや暫くそれを自制し、政治混乱の回避に努めた。また、下院は、委員会へ謝意を表するとともに、司法院によって人権侵害事件の調査と審理が進展することを期待するとの決議を全会一致で採択した。

一方、軍部では、空軍からは「わが軍で発生したことに関し責任をもつ」と表明されるにとどまった（3月8日）。陸・海・警察軍は、エイルウィン大統領が招集した国家安全保障審議会で真実和解委員会報告書への見解を提出したが（3月27日）、陸軍が「不正確な結論が真実の判決に改変された」との激しい非難を行っているのに対し、海軍は「単なる意見を真実のように述べている点に厳密さへの疑念を抱く」と、また、警察軍は「真実の確

立には不十分な内容である」と主張し、語調に差がある<sup>12)</sup>。しかし、いずれにしても、報告書の内容や委員会の政策提言に不満でこそあれ、調査で明らかにされた膨大な事件の存在自体は否定のしようがない事実だったのである。

政府は各軍が見解を公表することを許したうえで、「報告書に示された真実に反論の余地はなく、これについての議論は終了した」と簡潔に発表し(3月28日)、長期軍政の直後に噴き出した人権問題論争をひとまず着させた。こうして陸軍の抵抗に直面しながらも、軍政期の人権侵害を歴史的事実としてナリ社会全体が認証することに成功し、もっとも不安定な民政移管直後の時期を乗り切ったことは、それに続く人権政策の出発点を築いたことと合わせて、エイルウィン政権1年目の成果だったといえよう。

#### 4. 人権侵害犠牲者遺族への補償

真実和解委員会の任務が終了し、人権侵害事件責任者の処罰が司法府の手に委ねられた段階で、次に政府が取り組むべき課題は犠牲者遺族への補償だった。その目的で設けられたのが「補償と和解の国家公団(Corporación Nacional de Reparación y Reconciliación)」(以下、補償和解公団)と「補償制度」である(「人権侵害犠牲者補償法」<sup>13)</sup>1992年2月公布)。

補償和解公団は、補償制度の運用、すなわち、補償受給資格者の認定や受給希望者への便宜供与を行った。補償制度としては、補償年金制度、厚生恩典、教育恩典が設けられた(表2参照)。中心となる補償年金制度は、犠牲者の遺族に毎月の補償年金と、これとは別に12か月分相当の一時金を支給するものである。1992年12月までに認定された年金受給者は4,533名のほり、最終的には7,500名に達すると見積もられている。また、教育恩典に関しては、92年度に授業料を免除された高等教育就学者は534名、奨学金を支給された初等中等教育就学者は815名に達した<sup>14)</sup>。

また、補償和解公団は真実和解委員会が継続調査の必要があるとした641件の人権侵害事件についての調査を引き継ぐとともに、新たな情報収集も行った。その結果、1993年10月20日の時点で集められた情報は合計2,227件

表2 人権侵害犠牲者の遺族に対する補償

**【補償年金制度】**

- ・人権侵害犠牲者1名当たりの補償年金の基本月額を14万ペソ（約4百米ドル）と設定（基本月額は消費者物価指数に応じて改定）
- ・基本月額を以下の割合に配分して支給
  - ①配偶者に40%
  - ②母親（母親が死亡している場合は父親）に30%
  - ③犠牲者が私生児を有する場合はその私生児の母親もしくは父親に15%
  - ④25歳未満の実子、および障害をもったあらゆる年齢の実子に15%
 ただし、③、④が2名以上あり、①～④の合計が100%を超過する場合でも、③、④の各々に15%分を支給
- ・補償年金支給は、真実和解委員会報告書に記載されている犠牲者の遺族には1991年7月に遡及して開始。補償和解公団に認定された犠牲者の遺族には認定時点から開始
- ・上記の補償年金とは別に、12か月分相当の一時金を支給（その配分は上記に同じ）

**【厚生恩典】**

- ・補償年金受給者、および人権侵害犠牲者の父親と兄弟姉妹に対し、国立の医療機関において無償診察を実施

**【教育恩典】**

- ・人権侵害犠牲者の実子のうち、高等教育に就学する者に学費を支給。また、初等中等教育に就学する者に1.24UTM〔月間課税単位〕（約53米ドル）の奨学金を支給

（出所）「人権侵害犠牲者補償法」をもとに筆者作成

に達した。公団はそのうちの1,388件の審査を終え、404名の軍事政権の手による人権侵害の犠牲者と159名の政治暴力事件の犠牲者を新たに認定している<sup>15)</sup>。なお、公団の設置期間（当初予定24か月）は延長され（「補償和解公団設置期間更新法」<sup>16)</sup>93年4月公布、および、「補償和解公団設置延長政令」<sup>17)</sup>93年10月公布）、フレイ政権期にまで活動が延長された。

## II 政治囚審理の促進—クンプリード法の制定と憲法第9条の改正

### 1. 政治囚問題の所在

民政移管時に反体制活動の嫌疑で拘留されていた政治囚は約400名に達していた<sup>18)</sup>。この問題を解決することは、人権侵害事件の真相解明とならぶ緊急課題だった。

政治囚問題は、その根底に法制上の問題と裁判上の問題の2つがある。法制上の問題とは、ピノチェト政権が反体制活動に対抗するために市民的・政治的権利を軽視した法制をしいたことである。つまり、国家安全保障法、武器管理法、テロ取締法の制定や、既存法（刑法、刑事訴訟法、軍事裁判法など）の改正、および、さまざまな布告の発布を通じて政治活動の非合法化、刑罰の強化、軍事裁判所管轄の拡大が行われ、反政府的と見なされた多くの市民が厳しく取り締まられて、軍事裁判所に身柄を送られていた。

裁判上の問題とは、こうして取り締まられた人びとに対する裁判の実施がいたずらに引き伸ばされていたことである。チリでは判決が下されないうまま3年以上も拘留されている未決囚は全囚人の2%を占めていたが、政治囚の場合はその10%が10年以上、30%が5年以上、50%が3年以上にわたって未決囚の状態にあり、一般囚人との差は明白だった<sup>19)</sup>。

それでは、エイルウィン政権は政治囚問題にいかに対処したのだろうか。

エイルウィン政権の公約は全政治囚の釈放だった。その基本方針として重要なのは、法治主義の厳格な尊重と、テロなどの暴力犯罪は政治犯罪と見なさないという原則の2点である。なお、後者の方針は後述のとおり、政権最終年度に修正された。

法治主義の尊重は民主化戦略の根幹だった。人権侵害事件の法的責任の調査と処罰を現行法上の司法権限に基づいて行おうとしたことは第I節ですでに述べたとおりである。それゆえ、政治囚問題に関しても、その解決への即効薬は存在しなかった。というのは、チリでは刑罰減免や仮釈放などの恩赦措置<sup>20)</sup>をとるためには、裁判で確定判決が出されていることが法的

表3 クンブリード法の主な内容

## I. 本文条項

## 【国家安全保障法の改正】

- ・公共秩序に反する諸犯罪からデモ活動を削除
- ・「戦時(tiempo de guerra)」の文言を「対外戦争時(tiempo de guerra externa)」に改正（注：戦時には平時よりも刑罰が加重される）

## 【軍事裁判法の改正】

- ・軍事裁判所の管轄を，原則として軍人，もしくは軍人と文民が共同で犯した犯罪に限定
- ・軍事裁判でも（通常裁判と同じく），最高裁判所，および軍事高等裁判所が特命判事を任命できるとの規定を新設
- ・陸・海・空・警察の各軍や軍人に対する侮辱罪の管轄を軍事裁判所から通常裁判所へ移行，また，その刑罰を軽減
- ・被告人が軍事裁判の審理内容について知る権利を確立

## 【武器管理法の改正】

- ・本法に定める刑罰を軽減
- ・武器登録（所持・紛失・破棄）届け出義務の不履行罪の管轄を軍事裁判所から通常裁判所へ移行
- ・「戦時」の文言を「対外戦争時」に改正

## 【刑法の改正】

- ・独房収監および面会禁止措置の更新・再適用に際し，裁判官の許可取得を義務化
- ・面会禁止措置の最長期限の短縮
- ・ある結社に属する個人が公共秩序に反したり破壊・襲撃活動を行った場合，その結社全体を不法結社と見なすとの規定を廃止

## 【刑事訴訟法の改正】

- ・被告人が審理内容について知る権利を確立
- ・逮捕後の拘留（最長48時間）の延長に際し健康診断を義務化
- ・逮捕後の拘留者が弁護士と面会する権利を確立
- ・面会禁止措置の適用の縮小
- ・保護監察措置の適用の拡大
- ・仮釈放措置の適用の拡大（注：改正前は，国家安全保障法，武器管理法，刑法第293条<不法結社>は仮釈放措置の適用対象外）

## 【裁判所組織法の改正】

- ・最高裁判所が特命判事を任命できる要件として，犯罪が外交関係に悪影響を及ぼした場合を追加

**【廃止された主な布告】**

- 布告第604号 (1974年 8月：反国家的人物の入国禁止と軍事裁判所での裁判)
- 布告第1,009号 (1975年 5月：反国家的人物の取り締まり, 刑罰加重, 軍事裁判所での裁判, 内戦時および戒厳令下での戦時法規の適用)
- 布告第1,697号 (1977年 3月：政党活動の禁止)
- 布告第2,347号 (1978年10月：認可のない労組の活動の禁止)
- 布告第3,627号 (1981年 2月：政府・軍部の人員の殺害罪に対する戦時法規の適用)

**II. 経過条項****【審理の管轄移行と審理規定】**

- 本法の施行により通常裁判所で審理すべきこととされた審理が軍事裁判所にて継続中の場合, その審理を管轄の高等裁判所に30日以内に, ただし被告人が収監されている場合は5日以内に移管
- 国家安全保障法の定めるすべての犯罪, 武器管理法の定める実質的にすべての犯罪, 軍事裁判法の定める軍人襲撃罪などを軍事裁判所が1年以上にわたって審理している場合は, 臨時特命判事 (最高裁判所の任命する1名の高等裁判所判事) に移管
- 臨時特命判事がその審理を45日以内 (ただし最高裁判所の許可により45日間を限度に延長可能) に結審することを義務化
- 以上に該当する審理のうち第二審の軍事高等裁判所にあるものについては30日以内に判決を下すか, さもなければ通常的高等裁判所に移管
- 以上に該当する被告が, 仮釈放や夜間収監の措置の適用を申請する権利を確立

**【被告人の権利】**

- 通常裁判所に移管された審理で, 被告人が新たに証言を行う権利を確立
- 通常裁判所に移管された審理で, 被告人が罪状の認否にかかわらず, 仮釈放や夜間収監の適用を申請する権利を確立

**【武器引き渡し特別規定】**

- 本法公布後90日以内に不法に所持している武器を当局に引き渡した場合, 刑罰を免除

**【国外追放者の時効日数換算特別規定】**

- 帰国が禁止されている者に対する時効必要日数の倍増規定 (国外滞在2日分を1日分として換算) の不適用

(出所) 「クンプリード法」をもとに筆者作成

条件だったのである<sup>21)</sup>。したがって、エイルウィン大統領が就任と同時に即時釈放できた政治囚は23名にすぎなかった<sup>22)</sup>。

そこでエイルウィン政権が目標としたのは、立法措置によって軍政期に定められた重罰規定を改廃するとともに、軍事裁判所の権限を適正な規模に縮小し、合理的で迅速な裁判を通常裁判所にて実現させることだった。その目的で、エイルウィン大統領は就任と同時に、17年ぶりに再開された議会に人権3法案を上程した。

## 2. クンプリード諸法の制定

人権3法案は10か月以上にわたる議会審議を経て、1991年の1月から2月にかけて相次いで施行された。これらは法相の姓をとり「クンプリード諸法」と称されている。その内容は次のとおりである。

【クンプリード法<sup>23)</sup>】本法は、国家安全保障法など7法の改正、軍政期に発布された10本の布告の廃止などを定める本文条項と、政治囚審理の軍事裁判所から通常裁判所への移管手続きなどを定める経過条項とからなる(表3参照)。本法の意義は次の点にある。

本文条項に関しては、第1に、反体制活動の抑止をねらって軍政期に過重にされていた刑罰が軽減された。第2に、反体制活動取り締まりの目的で設けられていた不合理な規定(例えば、デモ活動までを暴力・破壊活動と同じ扱いで厳罰に処するとの国家安全保障法の規定や、結社の構成員の一部が公共秩序騒乱や破壊・襲撃活動を犯した場合はその結社全体を不法結社と見なすとの刑法の規定など)が廃止された。第3に、軍事裁判法や武器管理法に定める軍事裁判所の管轄が一部縮小され、軍人侮辱や武器所持の容疑などで文民が軍事裁判所で裁かれる問題がほぼ解消された。第4に、軍政期には内戦や戒厳令発令時が「戦時」と解釈され<sup>24)</sup>、戦時法規に基づいて平時より重い刑罰が適用されていたが、国家安全保障法、武器管理法に定める「戦時」の定義を「対外戦争時」に限定明確化し、戦時法規の恣意的適用の可能性が排除された。第5に、軍事裁判法、刑法、刑事訴訟法の改正により、被疑者・被告人・受刑者の処遇改善・人権擁護が図られ

た。第6に、軍政期に発布されていた民主主義にそぐわない布告の法的有効性が抹消された。

一方、経過条項では、文民が被告となっている多数の審理が軍事裁判所から通常裁判所へ移管されることにより、迅速で合理的な政治囚裁判の実現可能性に道を開いたことが重要である。すなわち、本法で定める罪状に関する裁判（いわゆる政治囚裁判に該当）で被告人の身柄が拘留されている場合は、本法の施行から5日以内に審理が通常裁判所に移管されることになり、また、その一部（国家安全保障法や武器管理法に定める全犯罪や軍事裁判法に定める軍人襲撃罪などのうち、軍事裁判所による審理が1年以上におよんでいる場合）については、臨時特命判事（最高裁の任命する1名の高裁判事）が45ないし90日以内に第一審判決を下すことが義務化された。さらに、審理移管後に被告人が新たな証言を行う機会が設けられ、また、保釈や夜間収監の適用によって被告人に対する拘禁措置を解除することが可能化された。

【死刑廃止法<sup>25)</sup>】本法は、既存法にある死刑適用規定を大幅に廃止し、最高刑を無期懲役刑に変更することを定めている。国家安全保障法と武器管理法では戦時における武装集団の結成・活動、武器の所持などの犯罪に対する刑罰から死刑が廃止された。なお、軍政期における戦時法規適用の問題点は上述のとおりである。また、軍事裁判法では交戦時における軍人の軍事上の犯罪17条項（交戦相手側への逃亡、交戦相手のための諜報など）に対する刑罰から、刑法では小児誘拐殺害傷害、放火致死罪などの重犯罪に対する刑罰から死刑が廃止された。

【テロ取締法改正法<sup>26)</sup>】本法は、テロ取締法の一部改正を内容としており、とくに重要な点は、曖昧だったテロ犯罪の定義が犯罪目的、および刑法の条項に依拠した具体的犯罪類型（殺人罪、傷害罪など）に基づいて厳密化されたことである。つまり、本法に基づく取り締まり対象はテロ行為の実行犯に限定され、例えばテロ目的と見なされる結社をテロ犯罪として処罰するといったように、本法が非暴力犯罪にまで恣意的に拡大適用され

る可能性が排除された。また、本法に定める刑罰からも死刑が廃止された。さらに、拘留中のテロ容疑者への処遇改善も図られた。

さて、これら3法の内容は、エイルウィン政権にとって必ずしも満足いくものではなかった。軍部と野党の反対により、政府原案の一部が骨抜きにされたからである。例えば、軍事裁判所の構成変更と権限縮小は、政府の目標とはかなりかけ離れた結果に終わった。つまり、軍事裁判所の管轄を交戦時における軍人による軍事上の犯罪に限定することが目標だったが、国家安全保障法などに、軍事裁判所が文民を裁く規定のいくつかが残存した。また、国家安全保障を脅かすと見なされたメディアの発行・放送停止処分に関する規定の廃止も実現できなかった。死刑廃止法に関しても、政府目標の死刑全廃は実現できなかった<sup>27)</sup>。

しかし、エイルウィン政権は人権政策前進のために、法案を早期成立させることに力を注いだ。軍部の意向をある程度受け入れたのもこのためである。つまり、政府は法務・国防両省の事務当局者と陸・海・空・警察各軍の代表からなる作業部会を設置し、法案に対する軍部の意見を検討した。また、下院の委員会審議でも、軍の代表に出席を求めて法案への意見を聴取した<sup>28)</sup>。合意形成を重視するエイルウィン政権の方針がここにもうかがえるといえよう。

### 3. 政治囚審理の促進

上述のような不十分な点があったとはいえ、軍事裁判所の管轄にあった大量の審理が通常裁判所に移管されたことは、政治囚審理の合理的実現の可能性を生み、政治囚問題解決の端緒となった意味で、クンプリード法のたいへん大きな成果だった。「陸軍法務局報告書」によれば、移管された審理は1991年末までに2,236件に達した。これは、軍事裁判所の管轄にあった総審理件数の57%に当たる。このうち282件については臨時特命判事の手任せられた<sup>29)</sup>。ピノチェト襲撃事件(86年9月)などの重要な審理もこれに含まれている。移管審理件数が最大だったサンティアゴ第二軍事裁判所の場合、クンプリード法の公布から5日以内に182件、それ以後30日以内に640

件の審理が同裁判所から全国の通常裁判所に移管された。前者182件は被告人が拘留中だった審理であり、すべてが臨時特命判事の手に乗ねられた。これには33件の軍部侮辱罪（そのうちの28件の被告人はジャーナリスト）が含まれていた<sup>30)</sup>。

なお、あまりにも大量の審理が全国の高裁に移管されたがゆえに、逆説的に政治囚審理が滞るとの問題が発生した。そのため、下級裁判所の判事を臨時高裁判事として任命する臨時措置がとられた（「臨時判事任命法」<sup>31)</sup> 1991年12月公布）。また、政治囚審理の早期結審をさらに促すため、クンプリード法に基づいて移管された審理を1か月程度で終了させるとの補完措置もとられている（「クンプリード法補完法」<sup>32)</sup>92年1月公布）。

#### 4. テロ囚釈放のための憲法改正

軍事裁判所の審理移管と関連の補完措置が政治囚問題の解決に有効だったのは、確定判決が迅速に下されることによって、恩赦の供与を通じての政治囚釈放が可能となったからである。ところが、テロ取締法違反の容疑で拘留中の者（いわゆる「テロ囚」）には、これとは別の措置が必要だった。憲法第9条に「テロ犯罪に対して大赦や恩赦は与えられず、また、テロ犯罪により起訴された者への仮釈放は認められない」との規定が存在していたからである。

改正前のテロ取締法に過重な刑罰が定められ、非暴力の間接犯もテロ囚と見なされていたことは上述のとおりである。したがって、非暴力テロ囚を釈放するためには憲法第9条の改正が不可欠だった。この憲法改正案は厳罰主義への信奉傾向が強い保守派からの反対も小さかったため、テロ取締法改正法の成立のあと議会で迅速に処理され、1991年4月に民政移管後初の憲法改正が実現した（「憲法第9条等改正法」<sup>33)</sup>）。

これにより、憲法第9条から大赦・恩赦・仮釈放の不可能規定は削除された<sup>34)</sup>。さらに、経過規定(第31条)が新設され、民政移管以前に犯されたテロ犯罪に限っては、大統領が上院への報告のみで個別恩赦を与えられるとの特別措置が定められた。こうして、テロ囚釈放に道が開かれたのであ

る。

なお、テロ取締法違反で起訴された被告人がテロ組織を脱退し、かつ、テロ犯罪の予防、テロ犯の特定や逮捕、テロ組織解体などのために有益な情報を提供した場合、その被告人に対して刑罰の軽減、仮釈放の適用、庇護供与（新たな氏名による身分証明書の発行など）を行えるとの措置もとられた（「テロ悔悟法」<sup>35)</sup>1992年11月公布）。

## 5. 政治囚釈放の実績と政策の転換

エイルウィン政権による政治囚問題への着手は迅速だったが、一連の政策は法治主義に則って法律制定を通じて遂行されたため、問題解決の速度はたいへん緩慢だった。政権1年目には一部の例外を除いて大部分の政治囚は出獄できず、釈放に弾みがついたのは、クンプリード法施行や憲法第9条改正が実現した1991年にいたってからである。それでも、個別恩赦の供与のためには裁判所の確定判決を待たざるを得ず、91年10月の時点で83名、92年7月の時点で38名、93年5月の時点でも19名が釈放されないままとなった。結局、全非暴力政治囚の釈放が達成されたのはエイルウィン政権の任期終了間際である。つまり、94年2月までに146名の政治囚に対して大統領の個別恩赦が供与され、228名の政治囚が刑期満了もしくは保釈などの法的措置によって出獄し、政治囚問題は4年の歳月をかけてようやく解決された。

ところで、政治囚釈放政策に見られた重要な変化は、暴力犯罪を恩赦の対象としないという一貫した方針が政権最終年度に全面転換されたことである。エイルウィン大統領は1993年5月、警察襲撃事件（88年10月）に関与した5名のテロ囚に対して国外追放刑へ減刑するとの個別恩赦を供与したのを皮切りに、任期中に26名のテロ囚に対して同様の恩赦措置をとった。この政策転換を、保守派は公約違反として強く非難した。

エイルウィン政権が暴力犯罪を犯したテロ囚を政治囚と区別したのは、人権政策で野党の合意を得るためだった。しかし、法制上、政治囚の定義は存在しておらず、これが議論の混乱のもととなった。暴力的テロ犯であ

れ、その目的は明らかに反軍政という政治的理由にあり、また、過度に重い刑罰が課せられているという問題も存在した。エイルウィン大統領はテロ囚釈放の理由を「独裁に反対する目的で行われたテロ犯罪には、人権侵害と同一の基準を用いた」と説明している<sup>36)</sup>。つまり、政権発足から3年たった時点で後述のとおり、人権侵害事件の裁判が1978年大赦布告を理由として次つぎと打ち切られ、刑事責任が不問にされている状況があった。これと釣り合った扱いをすとの理屈でテロ囚恩赦に正当性を与え、政治囚釈放問題をなんとか任期中に決着させようとしたのである。

### III 国外追放者の帰国対策

ピノチェト政権の反体制派抑圧は、多くの人びとに政治亡命を余儀なくさせた。また、政令などで国外追放に処された人びとも多かった<sup>37)</sup>。これらのいわゆる「国外追放者」のなかには出国先で結婚した人びとも多くあり、配偶者や子息を含めるとその数は20万に達すると推定されている。国外追放者やその家族の帰国を支援することも、エイルウィン政権の重要課題だった。その目的で1990年8月に設置されたのが「国家帰国対策庁(Oficina Nacional de Retorno)」(以下、帰国対策庁)である(「国家帰国対策庁設置法」<sup>38)</sup>)。

帰国対策庁は国外追放者が帰国するためのさまざまな便宜を提供するとともに、関連政策の立案や、国内諸官庁、外国政府、国際機関、および内外の非政府機関との調整、国際協力資金の運用などをその任務とした。また、国外追放者の帰国、あるいは帰国後の就業などの困難を軽減するために、国外追放者やその子息が国外で取得した資格や学位をチリ国内で同等のものとして認定する措置(「国外追放者の国外取得資格・学位認定法」<sup>39)</sup> 1991年8月公布)、帰国時に家財道具5千米ドル、職業用物品1万米ドル、自動車1台限り1万米ドルを限度に免税する措置(「国外追放者帰国時免税法」<sup>40)</sup> 92年2月公布)もとられ、帰国対策庁がその関連業務を行った。

帰国対策庁の利用者は1993年6月までに約11,500家族4万人にのぼり、

うち64%は民政移管後に帰国した人びとである。この間に免税措置適用は9,859件、資格・学位認定は550件以上（外科医136件、工学・農学135件、建築51件、歯科医40件など）に達した。帰国対策庁はこのほかにも無償診療（17,000件以上）、借款供与（3,212件）、住宅斡旋（112件）、雇用斡旋（2,857件）なども行っている<sup>41)</sup>。

帰国対策庁の設置期間は当初40か月が予定されていたが、利用者があとを断たなかったため、資格・学位認定や免税の措置ととともに1994年9月30日まで延長された（「帰国対策措置延長法」<sup>42)</sup>93年9月公布）。

さて、先述のクンプリード法にも、国外追放者の帰国促進を図る措置が盛り込まれていた。すなわち、犯罪人が国外にある場合、時効成立に必要な日数として国外滞在2日を1日分として換算する（つまり、犯罪人が国外にあればその間、時効に必要な年月は倍増する）というのがチリ刑法の規定である。これに関し、クンプリード法は、犯罪人が帰国禁止措置によって国外にある場合は時効要件を国内滞在と同じにすると経過規定を設けた。例えば、軍政期に非合法活動の嫌疑で国外追放に処されたアルタミラノ元社会党書記長の場合、この措置で時効成立に必要な日数が15年間に半減されたため、軍事高等裁判所は審理打ち切りを宣言した。これによって、アルタミラノは1991年8月、18年間の亡命から帰国することが可能となったのである。

#### IV 人権侵害責任者の処罰と文民・軍部関係

人権侵害事件の真相調査が真実和解委員会の手で行われたあと、その責任者の処罰が司法府に委ねられたことは第I節で見たとおりである。真実和解委員会は集められた情報をもとに、1,500件近くの刑事告発を裁判所に提出した。

しかし、エイルウィン政権期中、責任者の処罰は例外的事例を除いてまったく行われなかった。その原因は1978年に発布された「大赦布告」<sup>43)</sup>と軍事裁判制度にある。

人権侵害事件は時期的に大赦布告の前後で分けて考えなければならない。大赦布告は戒厳令の期間、すなわち1973年9月11日のクーデターから78年3月10日までに発生した犯罪事実とその刑事責任を原則的に抹消するもので、実質的なねらいは軍部による人権侵害を不問に付すことにある。表4のとおり、軍政期の人権侵害事件の80%以上はクーデター後の5年間に発生した。つまり、これらの圧倒的大部分が大赦布告の適用を受ける可能性が高く、実際にそうした判決が相次いで出されていた。

それでは、大赦布告よりあとに発生した人権侵害事件の責任はどう問われるのだろうか。この場合、法的責任の追及が可能となる。ただし、裁判に長時間を要するため、確定判決はエイルウィン政権よりもあとの政権期にまで待たなければならない。また、現状では軍事裁判制度によって責任追及が阻まれる可能性が高い。第II節で見たとおり、クンプリード法による軍事裁判所の権限縮小は不十分に終わり、軍人が被告となっている刑事事件は原則として軍事裁判所の管轄とされた。そして軍事裁判所が軍部に不利な判決を下すのは稀である。

こういった障害を看過するか否かは政治的問題である。ただし、もう1度繰り返せば、エイルウィン政権の民主化戦略に超法規的措置をとるとの選択肢はない。1つの可能性は公約にも明示していたとおり、立法措置によって大赦布告を廃止することだった。

表4 人権侵害犠牲者の発生年別内訳

発 生 年	犠 牲 者 数
1 9 7 3	1 2 6 1
1 9 7 4	3 0 9
1 9 7 5	1 1 9
1 9 7 6	1 3 9
1 9 7 7	2 5
1 9 7 8	9
1 9 7 9	1 3
1 9 8 0	1 5
1 9 8 1	3 6
1 9 8 2	8
1 9 8 3	8 2
1 9 8 4	7 4
1 9 8 5	5 0
1 9 8 6	5 0
1 9 8 7	3 4
1 9 8 8	2 7
1 9 8 9	2 6
1 9 9 0	2
合 計	2 2 7 9

(出所)

*Informe Rettig, tomo 2,*  
p.886. をもとに作成

しかし、エイルウィン政権は発足後、すぐにこの公約の実行を断念した。与党が過半数に満たない上院において、大赦布告廃止法案が可決される見込みはまったくなく、敢えてそれを政府の主導で行えば、軍部との関係を悪化させることは明白だった。したがって政府は「大赦は犯罪事実の証明が終了したあとに適用されるべきもので、裁判所が事件の調査を行うことまでは大赦布告に阻まれない」との主張を展開する姿勢に転じた。

しかし、実際には、裁判所が事件の調査を行うことは稀だった。民政移管後の2年間に10件の人権侵害事件訴訟が最高裁の最終審まで達したが、そのすべてが大赦布告を理由として調査もなされないまま棄却されている<sup>44)</sup>。

こうした事実を前にコンセルタシオン内部の齟齬も広がっていった。一方で、人権侵害の責任を断固として追及するべきと主張する勢力があった。社会党の上院議員は1992年4月、可決される見込のない大赦布告廃止法案を議会に上程する一方、署名集めなどの運動を展開した。その一方で、政治的安定と新生民主体制の定着を重視する勢力があった。バルデス上院議長（キリスト教民主党）らは91年12月、軍政期に軍部・反政府勢力の双方が引き起こしたすべての事件を免責とする「終止符大赦法」の構想を公に提唱し、論議を巻き起こした。左派と中道で人権侵害の被害の程度が大きく異なっていたことも、コンセルタシオンが統一方針を打ち出すことを困難にしていた大きな理由である<sup>45)</sup>。

ただ、確かにエイルウィン政権は人権侵害の責任を主体的に追及することには消極的ではあったが、条件整備を行ったのは事実である。つまり、有罪判決にまでいたることは稀だったにせよ、裁判所によって次つぎと人権侵害事件が取り上げられたことは、明らかに真実和解委員会による調査と裁判所への告発がその端緒となっている。軍人が被告となり、場合によっては尋問までされるという事実が公然となることは、軍部に対する道義的制裁の意味も帯びた<sup>46)</sup>。また、人権侵害の象徴的事件であるレテリエル元外相暗殺事件（1976年9月：米国ワシントンで発生）の審理が再開された

ことの意義も大きい。これは、クンプリード法による裁判所組織法の改正で、外交関係に悪影響をおよぼした犯罪の調査を特命判事に委ねられるものとする規定が新設されたことが契機となっている<sup>47)</sup>。

一連の裁判が軍部に強い懸念となっているのは明らかだった。陸軍は1993年5月、エイルウィン大統領の欧州遊説中に、戦闘服の重装備軍人を陸軍将官会議場の周辺に配備すると示す示威行動を取り(いわゆる「ボイナソ」事件)、陸軍に存在する不快感を示した。その理由の1つは人権侵害事件の裁判にあったことがあとで明らかになっている<sup>48)</sup>。この時点で軍人が告発された訴訟は1,000件以上にのぼり、約800件は審理打ち切りになっていたものの、230件の審理は継続中だった<sup>49)</sup>。

ボイナソを契機として人権侵害訴訟の早期決着の必要性を痛感したエイルウィン大統領は、ピノチェト司令官と軍人裁判の方策について協議を行い、いわゆる「エイルウィン法案」を議会に上程した(1993年8月)。これは、人権侵害事件の裁判を担当する臨時判事の任命、証言調書の機密扱い、匿名による証言の許可と証言者への保護供与、判決文の非公開などの特別措置を内容とするものである。つまり、裁判公開の原則を適用しないことと引き換えに、軍人が裁判に協力することを促すのが目的だった。しかし、社会党やPPDは匿名保証の条項などに強く反発し、政府と与党内の法案内容調整は最後まで決着しなかった。政府は、行方不明者の所在を知る機会を逸し、大多数の審理が打ち切りになる可能性を高めるだけであるとして法制定の利点を主張したが、結局、エイルウィン法案は政府の手で撤回された。つまり、人権侵害の責任追及のあり方は、エイルウィン政権の4年間、とうとうコンセルタシオン内でも合意に達することはなかった。

エイルウィン政権は人権問題を解決するという責任と、政治的安定や民主体制の定着を確保するという責任とを均衡させることに努力を払った結果、軍部や軍人の断罪にまで積極的に踏み込むことはどうしてもできなかったのである。

## おわりに

エイルウィン大統領は、「近隣国の経験によれば、人権侵害に完全な制裁を行おうとすれば、政体の安定を危険にさらす。裁きの必要性と民主体制の安定性が調和されなければならない」<sup>50)</sup>、「チリの民主勢力が権威主義政権のつくったルールに従い、対立を避けて平和的に自由の回復を求めたのは功績だった」と述べている<sup>51)</sup>。エイルウィン政権の民主化戦略と人権政策の特色を端的かつ明快に示す言葉である。

エイルウィン政権は法治主義のルールに従い、人権政策を推進した。そのため、人権問題解決への道程は、着実ではあるが速度の遅いものだった。政権1年目は人権問題をめぐる議論が噴出した。政府は真実和解委員会を設置し、当面の目標を人権侵害事件の真相解明に限定した。しかし、ピノチェト司令官と陸軍は、人権侵害の責任者の処罰は司法府の権限に属するという明確な政府の立場にすら疑心暗鬼となり、委員会の活動を強く牽制した。その一方で、政治囚釈放問題ではその早急な解決が求められていたが、クンプリード法や憲法第9条改正などの立法措置によってこれを進めたので、その実現には少なくとも1年以上を要した。

真実和解委員会の1つの利点は次の点にあった。すなわち、人権問題が山積しており、それをめぐる論争が展開されながらも、委員会が真相調査を実施中であるという事実によって、政府は直接的行動を起こして国民に成果を示すことを約1年間先延ばしにすることができた。人権侵害事件の真相解明、責任者の処罰、政治囚の釈放などへの即効薬が存在しないなか、それらが実現しないことへの国民の不満を過度に高めることなく、エイルウィン政権はまず最初の1年で、新生民主体制の定着や文民・軍部関係の安定化の空気をチリ社会に醸成させることに成功したのである。

人権問題の解決に向けて、民政移管前は「道義的・象徴的論理」が強く働いていた。すなわち、人権問題の徹底的解決の希求が民主化要求の活力になっていた。一方、民政移管後は「政治的・国家的論理」が「道義的・

象徴的論理」と対立した<sup>52)</sup>。その結果、民主体制の再建と維持を重視する論理が、これを危険にさらしかねない過去の人権問題の徹底的解決の論理を抑制した。何よりも権威主義体制への回帰の阻止と民主体制の擁護が、結局、人権の擁護に直結するからである。

しかし、こうした民主化戦略は、人権侵害事件の責任者の処罰という重要な課題を放置した。エイルウィン政権は法治主義に則って、人権侵害の責任者の刑事的処罰を司法府の手に委ねたが、大赦布告や軍事裁判制度、最高裁の体質などは公正な裁きの実現を阻んでおり、エイルウィン政権はこれを黙認する結果に終わっている。

責任者処罰の問題をめぐる法治主義の遵守という極めて説得的なエイルウィン政権の立場は、一方で軍部との直接対決を回避し、他方で人権問題の徹底的解決を求める左派の急進的要求を回避するという巧妙な戦術だった。そして、これにより得られた民主体制の再建と維持は、確かに国民の願望だったのである。

したがって、人権侵害の再発を防ぐような制度改革、具体的には軍部に対する文民統制の確立や司法改革の実現こそ、将来の重要な課題となってくる。また、比率としては少ないとはいえ、いくつかの象徴的な人権侵害事件の裁判の結果が今後、チリ社会に大きな影響を及ぼす可能性もある<sup>53)</sup>。チリの民主主義の深さと強靱性はそうした時に試されてくるといえよう。

## 注

- 1) 「人権」の概念は幅広い。しかし、本稿では、ピノチェト権威主義体制の反体制派への政治的弾圧に起因する生命の略奪、あるいは身体の拘束など、市民として生存・生活する自由が著しく侵害された問題に限定して「人権問題」として取り上げる。なお、エイルウィン政権による中範囲な人権政策（権威主義体制の政治的抑圧に起因する諸権利の制限を解消し、また被害を補償すること）には報道の自由の回復、および政治的理由による解雇公務員への補償が含まれ、また、より広い人権政策（一般的な諸権利の保障を強化すること）には労働者権利強化、女性・先住民地位向上、および環境政策などが含まれよう。
- 2) 民政移管後1年間の文民・軍部関係を人権侵害事件の責任追及との関連で論じた研究として、例えば次がある。吉田秀穂「民政化以後のチリにおける民軍関係の展開—文民統制・人権侵害糾明問題を中心に—(I)」『アジア経済』第33巻第2号、1992年、2～17ページ。「同(II)」『アジア経済』第33巻第3号、1992年、20～36ページ。/ Loveman, Brian, “¿Misión Cumplida? : Civil Military Relations and the Chilean Political Transition,” *Journal of Interamerican Studies and World Affairs*, vol.33, no.3, 1991, pp.35-74. また、個々の人権政策の詳細には触れられていないものの、エイルウィン政権期全体を通じた人権政策の枠組みと民主化を論じた研究に次がある。Ga-rreton M., Manuel Antonio, “Human Rights in Processes of Democratisation,” *Journal of Latin American Studies*, vol.26, no.1, 1994, pp.221-234.
- 3) Decreto número 355.- Crea Comisión de Verdad y Reconciliación, *Diario oficial*, 9 de mayo de 1990, pp.1-2.
- 4) この議論については次も参照。Loveman, “¿Misión Cumplida? …,” p.54.
- 5) この議論については次も参照。吉田「民政化以後のチリ… (II)」25ページ。
- 6) 陸軍は序列第3位の参謀長を代理出席させた。これについて、ロハス国防相は「陸軍が不快感を示したものと受け止めている」と述べた。*El mercurio*, 5 de mayo de 1990, pp.A1, 16.
- 7) Ministerio del Interior, *Nadie debe temer a la verdad : condición esencial para la reconciliación*, Santiago, Ministerio del Interior, 1990.
- 8) 例えば、子息が軍部によって暗殺されていたマルエンダ下院議員は、委員会報告書の全文を公表すると当初方針に変更がないかを確認する書簡をエイルウィン大統領に発出した。*El mercurio*, 30 de enero de 1991, p.C2.
- 9) ただし、民主主義のための党(PPD)は与野党協議に加わり、提言内容に

- も合意していたものの、最終段階で文書への署名を見合わせた。独立民主同盟が人権侵害の存在を公式には認めていないため、一緒に署名できないとの理由による。*El mercurio*, 9 de febrero de 1991, pp.A1, C4.
- 10) エイルウィン大統領が約束の存在を明言している。*El mercurio*, 2 de febrero de 1991, p.C1.
  - 11) 大統領の演説全文は次を参照。Aylwin Azocar, Patricio, “Al dar a conocer a la ciudadanía el Informe de la Comisión de Verdad y Reconciliación : Santiago, 4 de marzo de 1991,” *La transición chilena : discursos escogidos marzo 1990 - 1992*, Santiago, Editorial Andrés Bello, 1992, pp.126-140. また、報告書は全2巻にまとめられて複写版として市販されている。Comisión Nacional de Verdad y Reconciliación, *Informe Rettig : Informe de la Comisión Nacional de Verdad y Reconciliación*, Santiago, La Nación y Ediciones del Ornitorrinco, 1991. 報告書内容の紹介と分析は次も参照。吉田「民政化後のチリ…(II)」27～29ページ。
  - 12) 各軍の見解全文は次を参照。“Respuestas de las fuerzas armadas y de órden al Informe de la Comisión Nacional de Verdad y Reconciliación”, *Estudios públicos*, núm.41, 1991, pp.449-504.
  - 13) 正式名称は「法律第19, 123号：補償と和解の国家公団を創設し、補償年金を制定し、その他の恩典を指定の人びとに供与する法」。Ley número 19.123. - Crea Corporación Nacional de Reparación y Reconciliación, establece pensión de reparación y otorga otros beneficios en favor de personas que señala, *Diario oficial*, 8 de febrero de 1992, pp.1-16.
  - 14) Gonzalez P., Alejandro, *La política de derechos humanos del gobierno de Chile. La reparación a las víctimas de violaciones a los derechos humanos ocurridas durante el régimen militar (Presentación en V conferencia latinoamericana por los derechos y libertades de los trabajadores y los pueblos)*, San Antonio de Los Altos, Venezuela, mayo de 1993, pp.12-16.
  - 15) 補償と和解公団 Alejandro Gonzalez 理事長とのインタビュー (1993年11月 於：サンティアゴ)
  - 16) 正式名称は「法律第19,209号：補償と和解の国家公団を創設した法律第19,123号の第2条第4項に基づき新たな期間を設ける法」。Ley número 19.209.- Concede nuevo plazo para efectos de lo dispuesto en el N°4 del Artículo 2° de la Ley N°19.123, que creó la Corporación Nacional de Reparación y Reconciliación, *Diario oficial*, 19 de abril de 1993, p.2.
  - 17) Decreto número 1.359. - Ministerio del Interior - Subsecretaría del Interior - Prorroga la vigencia de la Corporación Nacional de Reparación

- y Reconciliación hasta el 31 de diciembre de 1994., *Diario oficial*, 9 de octubre de 1993, p.2.
- 18) 政治囚の総数は厳密には算出できない。政治囚の定義が曖昧であり、その実態も把握しにくいからである。例えば、政治的動機による犯罪で逮捕令状が出されている逃亡者の逮捕や出頭があれば、その時点で政治囚の数は増加し得る。政府は民政移管直後は政治囚の数を約500としていたが、その後は384ないし397の間の数をあげている。なお、政治囚のなかには逮捕当時わずか12, 13歳程度だった人びともあった。
- 19) 人権擁護活動に熱心なアンドレス・エイルウィン下院議員（エイルウィン大統領の実弟）の下院本会議（クンプリード補完法の審議）での発言。*El mercurio*, 17 de julio de 1991, p.C2.
- 20) 恩赦措置は、すべての刑罰を免除しかつ刑罰適用の事実を抹消する「大赦 (amnistía)」と、刑罰を減免するがその適用事実は維持される「恩赦 (indulto)」に分けられる。「恩赦」には、大統領権限で個別に供与される「個別恩赦 (indulto particular)」と法律制定に基づいて包括的に適用される「一般恩赦 (indulto general)」がある (刑法第93条)。*Código penal (duodécima edición)*, Santiago, Editorial Jurídica de Chile, 1992, pp.56-57.
- 21) 「法律第18,050号：個別恩赦を供与する際の一般規則を定める法」の第1条。 “Ley número 18.050.- Fija normas generales para conceder indultos particulares,” *Código penal (duodécima ...)*, p.181.
- 22) 大統領は就任直後、46名の政治囚に個別恩赦を供与した。うち23名は仮釈放、もしくは夜間収監の措置のもとにあった者への恩赦で、もう23名が完全な禁固刑にあった者の釈放だった。*El mercurio*, 17 de marzo de 1990, p.C7.
- 23) 正式名称は「法律第19,047号：人びとの権利をよりよく保障することを目的に諸法規を改正する法」。Ley número 19.047.- Modifica diversos textos legales que indica, a fin de garantizar en mejor forma los derechos de las personas, *Diario oficial*, 14 de febrero de 1991, pp.1-4.
- 24) 1975年の布告第 1,009号によって、内戦もしくは対外戦争による戒厳令発令中は法律上「戦時」と見なされ、また、治安もしくは国内政変を理由とする戒厳令下では国家安全保障法に定める一部の犯罪が法律上「戦時」の犯罪と見なされると規定された。“Decreto ley número 1.009.- Sistematiza normas sobre protección jurídica de los derechos procesales de los detenidos por delitos contra la seguridad nacional por los organismos que indica y modifica disposiciones legales que señala,” *1.001 al 1.050 decretos leyes dictados por la Junta de Gobierno de la República de Chile*, Santiago, Editorial Jurídica de Chile, 1975, pp.40-41.
- 25) 正式名称は「法律第19,029号：軍事裁判法、刑法、法律第12,927号、法律

- 第17,798号を改正する法」。Ley número 19.029.- Modifica el Código de Justicia Militar, el Código Penal, la Ley N° 12.927 y la Ley N° 17.798., *Diario oficial*, 23 de febrero de 1991, pp.1-2.
- 26) 正式名称は「法律第19,027号：テロリストの行為を定義しその刑罰を定める法律第18,314号を改正する法」。Ley número 19.027.- Modifica ley número 18.314, que determina conductas terroristas y fija su penalidad, *Diario oficial*, 24 de enero de 1991, pp.1-2.
- 27) 強盗殺人傷害, 誘拐殺人傷害, 幼時虐待など, 37罪状について死刑適用が残存した。ただし, そのうちの29罪状は戦時における軍人の犯罪である。
- 28) モンテロ空軍将軍・軍法務官委員長が意見を陳述し, 軍事裁判所の構成変更, 権限縮小に反対した。しかし, 軍事裁判所から通常裁判所への審理移管措置については政府原案を支持した。 *El mercurio*, 6 de abril de 1990, pp. A1, 15.
- 29) *El mercurio*, 9 de enero de 1992, pp.C 1, 10.
- 30) *El mercurio*, 27 de febrero de 1991, pp.C1, 6.
- 31) 正式名称は「法律第19,102号：代理高等裁判所判事を任命する権限を共和国大統領に供与する法」。1年間の時限立法として制定された。 Ley número 19.102.- Autoriza al Presidente de la República para designar Ministros de Corte de Apelaciones Reemplazantes, *Diario oficial*, 11 de diciembre de 1991, p.3. 本法公布の時点で, 移管されていた420件の審理がいぜん継続中であり, 最高裁は24名の臨時高裁判事の任命を大統領に要請した。
- 32) 正式名称は「法律第19,114号：人びとの権利をよりよく保障することを目的に諸法規を定める法律第19,047号を改正する法」。政治囚審理の手続きとして抗弁期日6日以内, 証拠提出猶予期間8日以内, 判決15日以内(ただし, 訴訟書類頁数や被告人数などに依じて延長可)とするなどの期限を定めた。 Ley número 19.114.- Introduce modificaciones a la Ley N°19.047, que establece normas con el fin de garantizar en mejor forma los derechos de las personas, *Diario oficial*, 4 de enero de 1992, pp.1-2.
- 33) 正式名称は「法律第19,055号：共和国憲法を改正する法」。 Ley número 19.055.- Modifica la Constitución Política de la República, *Diario oficial*, 1 de abril de 1991, pp.2-3.
- 34) 第9条は「テロ犯罪には死刑を無期懲役刑に減刑する以外のいかなる個別恩赦も与えられない」との規定に改められた。また, それに適合させるため, 第19条第7項のe(テロ囚への仮釈放措置), および第60条第16項(テロ囚に大赦, 一般恩赦を供与するための法案成立要件)の規定も一部改正された。
- 35) 正式名称は「法律第19,172号：悔悟法」。4年間の時限立法として制定された。 Ley número 19.172.- Ley sobre arrepentimiento eficaz, *Diario oficial*,

- 4 de noviembre de 1992, pp.1-2.
- 36) *El mercurio (edición internacional)*, semana del 13 al 19 de enero de 1994, pp.1-2.
- 37) 1975年の法令第504号に基づき、反体制活動の嫌疑で拘留されていた多くの人びとが国外追放に減刑されるとの措置によって出国した。Decreto número 504.- Reglamenta solicitud de conmutaciones de penas impuestas por Tribunales Militares, *Diario oficial*, 10 de mayo de 1975, pp.5-6.
- 38) 「法律第18,994号：国家帰国対策庁設置法」。Ley número 18.994.- Crea Oficina Nacional de Retorno, *Diario oficial*, 20 de agosto de 1990, pp.1-2.
- 39) 正式名称は「法律第19,074号：国外で資格・学位を取得した指定の人びとがその専門職に従事することを認可する法」。Ley número 19.074.- Autoriza ejercicio profesional a personas que señala que obtuvieron títulos o grados en el extranjero, *Diario oficial*, 28 de agosto de 1991, pp.1-2.
- 40) 正式名称は「法律第19,128号：指定の人びとに対して関税免除を与え、関税率を改正する法」。すでに帰国して徴税されている場合でも必要手続きをとれば還付されるものとされた。Ley número 19.128.- Otorga franquicias aduaneras a personas que señala y modifica arancel aduanero, *Diario oficial*, 7 de febrero de 1992, pp.1-3.
- 41) *Balance de la labor de la Oficina Nacional de Retorno : discurso del director de la Oficina Sr. Jaime Esponda Fernández, con motivo del tercer aniversario de la institución*, Santiago, agosto de 1993, pp.2-13.
- 42) 正式名称は「法律第19,248号：国家帰国対策庁設置に関する法律第18,994号、および指定の諸法規を改正する法」。Ley número 19.248.- Modifica Ley N° 18.994, que crea Oficina Nacional de Retorno, y otras disposiciones legales que señala, *Diario oficial*, 30 de septiembre de 1993, p.2.
- 43) Decreto ley número 2.191.- Concede amnistía a las personas que indica por los delitos que señala, *Diario oficial*, 19 de abril de 1978, p.1.
- 44) *El mercurio*, 13 de marzo de 1992, p.C8.
- 45) Garretón M., Manuel Antonio, “La redemocratización política en Chile : transición, inauguración y evolución,” *Estudios públicos*, núm.42, 1991, p. 119.
- 46) Garretón M., Roberto, “Política de derechos humanos del gobierno democrático,” *Política y espíritu*, núm.391, 1992, p.25.
- 47) 事件の現場となった米国との外交関係に影響を及ぼしたというのが審理再開の理由となった。*El mercurio*, 1 de agosto de 1991, pp.A1, 12. なお、本事件は大赦布告の適用対象外であることが同布告に明記されている。
- 48) *El mercurio (edición internacional)*, semana del 3 al 9 de junio de 1993,

pp.1-2.

- 49) *El mercurio (edición internacional)*, semana del 24 al 30 de junio de 1993, pp.1-2.
- 50) Aylwin, "En reunión interparlamentaria de derechos humanos : Santiago, 25 de mayo de 1991," *La transición chilena* ..., p.140.
- 51) *El mercurio (edición internacional)*, semana del 15 al 21 de abril de 1993, p.5.
- 52) Garretton M., "Human Rights in Processes...", pp.223-224.
- 53) フレイ政権期に入ってからレテリエル事件, 国連職員ソリア殺害事件(1976年), 共産党員殺害事件(85年)などの象徴的な人権侵害事件の裁判が注目を集めている。とくにレテリエル事件裁判ではコントララス退役将軍・元国家諜報局(DINA)長官らが有罪の確定判決を受け(95年5月), 文民・軍部関係にも影響を与えた。エイルウィン政権後の人権政策については別稿で論じたい。

〔付記〕

筆者は1989年8月から93年2月まで, 文部省国際交流派遣留学生(チリ大学大学院国際問題研究所留学), 外務省専門調査員(在チリ日本国大使館勤務)としてチリに滞在した。本稿は日本ラテンアメリカ学会第14回定期大会(93年6月, 於: 上智大学)で発表した内容を骨子とし, 発表へのご指摘, 発表後のチリにおける動静, および補充の現地調査をふまえて作成したものである。研究への便宜を図って頂いた各方面, ご教示を賜った方々に深く感謝申し上げます。